

一般事業主行動計画

2021.4.1

【計画期間】

2021年4月1日～2024年3月31日

【目標】

育児に基づく、育児休業や時間外労働、深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知・促進をする。それにより育児による離職率を低下させることを目的とする。

上記以外にも性別問わず、職員が働きやすい環境整備に努め、平均勤続年数の向上を目指す。

【対策と実施時期】

計画期間中、随時窓口を設置し、対象者へ周知・促進・相談を行う。

バーズデー面談と称し、年1回行う人事考課面談とは別に、年1回の面談を行う。人事考課とは違い、評価等を下すものではなく、職員の思いのままを話してもらえる場としたい。

社会福祉法人 誠愛会